

平成26（2014）年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題（一般選抜）

（科目名）憲法

第1問

表現の自由の内容規制と内容中立規制の二分論について、以下の諸点を論ぜよ。

1. この理論の内容を、それぞれの規制の具体例にも触れながら、説明せよ。
2. この理論の根拠を説明せよ。
3. この理論について論評せよ。

平成26（2014）年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題（一般選抜）

（科目名）憲法

第2問 司法裁判所型のカナダにおいて、政府が最高裁判所に勧告意見を求める「照会」事件が憲法訴訟の約3分の1をしめ、最高裁判所の照会意見はただ単に勧告的なものであるというより、裁判所はそれを本来の意味の判決とみなす慣行があり、照会事件が憲法裁判の重要な形態となっているといわれている。これを根拠に、日本の最高裁判所に勧告的意見を行う権限を付与することは、憲法改正の必要がなく、立法政策の問題だとする見解がある。

(1) この見解に対して、どのような反論が想定されうるか説明しなさい。

(2) (1)で述べたことを踏まえ、あなた自身の見解を述べなさい。